

新旧対照表：おきぎんSmart利用規定

青字：追記/修正箇所 赤字：改定箇所

改定後	改定前
第7条 普通預金口座開設 1. 本アプリにおける口座開設の対象者は、原則として以下のいずれにも該当する方とします。 (1) 日本国籍の方 (省略) 4. 本アプリで開設する口座は口座印の届出を省略します。口座振替等の届出印の押印が必要となる手続きについては、取引店舗窓口で届出印登録の手続きが必要となります。 ※本アプリから「美ら島支店」の口座開設されたお客さまは、普通預金口座の利用に一部制限があるため、届出印の登録は行いません。 5. 本アプリから「美ら島支店」の口座開設をされた場合は、当行が別途定める『「美ら島支店」取引規定（2026年7月22日以降に普通預金口座開設のお客さま）』が優先して適用されます。 『「美ら島支店」取引規定（2026年7月22日以降に普通預金口座開設のお客さま）』 https://www.okinawa-bank.co.jp/_files/00062589/churashima_br_sec.pdf 第8条 利用登録情報の変更 1. 本アプリにおいて、当行に登録されている利用登録情報の変更を申し込むことができる対象者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項のいずれにも該当する方とします。 (1) 自宅住所の変更の場合 ① 満18歳以上で運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）を本人確認資料として提示（本アプリ上で撮影）できる方	第7条 1. 本アプリにおける口座開設の対象者は、原則として以下のいずれにも該当する方とします。 (1) 沖縄県内に在住している日本国籍の方 (省略) 4. 本アプリで開設する口座は口座印の届出を省略します。口座振替等の届出印の押印が必要となる手続きについては、取引店舗窓口で届出印登録の手続きが必要となります。 左記 新規追加 第8条 利用登録情報の変更 1. 本アプリにおいて、当行に登録されている利用登録情報の変更を申し込むことができる対象者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項のいずれにも該当する方とします。 (1) 自宅住所の変更の場合 左記 新規追加 ① 運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）を本人確認資料として提示（本アプリ上で撮影）できる方

改定後	改定前
(省略) (2) 携帯電話番号の変更の場合 ① 満 18 歳以上で運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）を本人確認資料として提示（本アプリ上で撮影）できる方 (省略)	(省略) (2) 携帯電話番号の変更の場合 左記 新規追加 ① 運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）を本人確認資料として提示（本アプリ上で撮影）できる方 (省略)

附則
改定履歴

No.	日付	改廃区分	運用開始日	内容
1~28	省略			
29	2026.7.21	改定	2026.7.22	美ら島支店の普通預金口座開設に関する文言追加